

公 告

令和4年度菊池川河川事務所管内における 災害時等応急対策に関する基本協定（機械部門）の締結

次のとおり公告します。

令和4年2月4日

国土交通省九州地方整備局
菊池川河川事務所長 小田 禎彦

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所が直轄管理を行う河川又はダムの機械設備において、風水害や地震等による堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは予測された場合に、機械設備の故障・不具合に対し緊急に対応を実施することを想定し、あらかじめ災害時協力会社（以下「協力会社」という。）と協定を締結することで、被害施設の早期発見、応急対策及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定の対象施設、設備要件及び応急対策内容

基本協定の対象設備は、菊池川河川事務所が直轄管理する機械設備とする。
なお、対象施設、設備要件及び応急対策内容は、別表のとおりとする。

(3) 協定期間

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日まで

(4) 協力会社の選定

1) 本協定の締結を希望する会社は、技術資料（様式-1）を協定対象施設毎に提出するものとする。また、設備区分に関係なく協定対象施設を重複申請できるものとする。

| 設 備 区 分 | 協 定 対 象 施 設 | 協 力 会 社 数 |
|---------|---------------|-----------|
| 排水ポンプ設備 | 玉名排水機場 | 1社 |
| | 志々岐排水機場 | 1社 |
| | 江栗排水機場 | 1社 |
| 堰・水門設備 | 山鹿大堰 | 1社 |
| | 加恵堰 | 1社 |
| | 寺田水門 | 1社 |
| | 菰入水門 | 1社 |
| 樋門・樋管設備 | 山鹿出張所管内の樋門・樋管 | 3社程度 |
| | 玉名出張所管内の樋門・樋管 | 3社程度 |
| 竜門ダム設備 | ダム放流設備 | 3社程度 |
| | 津江導水路機械設備 | 3社程度 |
| | 立門導水路機械設備 | 3社程度 |

2) 協力会社の選定については、提出された技術資料を基に5. (1)で評価した評価点の合計が高い者から協力会社を選定し、評価点合計が同じ場合には、評価項目①、②の合計が高い者から下記設備区分の協定対象施設毎に選定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については選定しない。

3) 対象施設に希望が集中する等、協力会社数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した者の範囲内で調整を行うことがある。

(5) 協定締結後の作業の請負契約

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

ただし、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を行っていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 建設業法に基づく本支店または営業所等が九州地方整備局管内に所在すること。

(5) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協力会社は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

(6) 技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 別表にある設備区分毎の設備要件を満たす工事又は点検整備業務で平成19年度以降に以下の①又は②を元請けとして完了させた実績を有すること。

① 設備を製作し据付した工事又は設備を修繕（改造、更新含む。）した工事

なお、「製作し据付した」とは自社工場設備全体のシステム設計及び主要機器の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

② 設備を点検整備した業務

なお、当該実績が平成19年度以降に完成した工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは施工実績として認めない。

- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があつた場合、指示のあつた施設へ技術者が速やかに到着できること。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-0501 山鹿市山鹿178（電話 0968-44-2171）

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所

担当：工務課長（内線311）

機械係長（内線492）

qsr-kikuc_koumu02@mlit.go.jp

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和4年2月4日（金）から令和4年2月24日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付場所：〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178
国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所 2階 工務課

③ 交付方法：手渡しにより、電子媒体（CD）で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和4年2月4日（金）から令和4年2月24日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記3.（1）に同じ。

③ 提出方法：メール又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. 協定締結参加資格の確認等

- (1) 本協定の参加希望者は、1.（4）1）より希望する設備区分、協定対象施設毎に様式-1にて申請するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することが出来ない。

なお、提出期間、場所及び方法については、3（3）による。

- (2) 申請書は、「様式-1」により作成すること。

① 会社の代表印を押印すること。

② 希望する設備区分、協定対象施設名を必ず記入すること。

- (3) 参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年3月1日（金）までに書面にてFAXにより通知する。

5. 評価方法

(1) 評価は、以下の方法で行う。

| 評価項目 | 評価内容 | 評価点 |
|------------------|---|-----|
| ①技術者の所在地 | 出勤先となる最寄りの本支店等から別紙「設備区分毎の設備要件及び応急対策内容」に記載の派遣場所までの車両による到達所要時間に応じて評価する。 | 30 |
| ②工事又は点検・整備業務等の実績 | 設備区分毎の工事又は点検整備業務で元請けとして、平成19年度以降に完成又は完了した実績を2件まで記載する。 評価は、1件毎に菊池川河川事務所、九州地方整備局管内事務所（港湾空港関係を除く。）、国・公団等、地方公共団体の順に評価する。 | 30 |
| ③災害協定の締結実績 | 対象となる協定は、本公告1.（1）と同様な機械設備に関する災害協定とし、過去2ヶ年度＋当該年度（平成31年4月1日から当該公告日までの間）に締結したものの中から代表的な実績を1件記載する。 評価は、菊池川河川事務所、九州地方整備局管内事務所（港湾空港関係を除く。）、国、県、市町村の順に評価する。 | 30 |
| ④保有技術者数 | 九州地方整備局管内の本支店または営業所等に在籍する、1級または2級土木施工管理技士保有技術者の人数に応じて評価する。 | 10 |

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。

- ①日 時：令和4年2月28日（月）から令和4年3月2日（水）までの間を予定している。
- ②場 所：国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 会議室
- ③内 容：提出資料に基づき、質疑を行う。
- ④ヒアリング対象者：ヒアリングの対象者は担当連絡者と協議し決定する。
- ⑤その他：ヒアリング日時、場所については後日電話にて通知する。

6. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：令和4年2月4日（金）から令和4年2月18日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②提出場所：上記3.（3）②に同じ。
- ③提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、菊池川河川事務所工務課長へ電話で確認すること。（不在の場合は工務課職員で可）

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和4年2月24日（木）までに行う。

7. 協力会社の選定及び通知

本協定の協力会社については、提出の技術資料に基づき評価・選定する。

その結果は、令和4年3月11日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

8. 非選定理由の説明

(1) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、当職に対して非選定理由について、次に従い説明を求められることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限：令和4年3月17日（木）17時00分

②提出場所：3（3）②に同じ

③提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、菊池川河川事務所工務課長へ電話で確認すること。（不在の場合は、工務課職員で可）

(2) 当職は、説明を求められたときは受領期限後5日以内（土曜、日曜、祝日等を含まない）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

9. その他

(1) 本協定締結後は当事務所が発注する工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。

(2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された技術資料は返却しない。

(5) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない者の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

別表

設備区分毎の設備要件及び応急対策内容

| 設備区分 | 協定対象施設 | 設備要件 | 応急対策内容 | 派遣場所 |
|---------|------------------|-------------------------|-----------------|----------------|
| 排水ポンプ設備 | 玉名排水機場 | 排水を目的とした陸上用ポンプ設備 | 設備故障等における復旧及び支援 | 玉名市秋丸地先 |
| | 志々岐排水機場 | | | 山鹿市南島地先 |
| | 江栗排水機場 | 排水を目的とした水中ポンプ又は陸上用ポンプ設備 | | 玉名郡和水町江栗地先 |
| 堰・水門設備 | 山鹿大堰 | 河川用中・大型水門（扉体面積10㎡以上）設備 | 設備故障等における復旧及び支援 | 山鹿市志々岐下津留地先 |
| | 加恵堰 | | | 菊池市七城町菰入地先 |
| | 寺田水門 | | | 玉名市津留地先 |
| | 菰入水門 | | | 菊池市七城町菰入地先 |
| 樋門・樋管設備 | 山鹿出張所管内（別添区域図参照） | 河川用水門設備 | 設備故障等における復旧及び支援 | 山鹿出張所管内（山鹿出張所） |
| | 玉名出張所管内（別添区域図参照） | | | 玉名出張所管内（玉名出張所） |
| 竜門ダム設備 | ダム放流設備 | ダム用水門設備 | 設備故障等における復旧及び支援 | 菊池市龍門地先 |
| | 津江導水路機械設備 | | | 日田市中津江村栃野地先 |
| | 立門導水路機械設備 | 河川用、中・大型水門（扉体面積10㎡以上）設備 | | 菊池市重味地先 |

令和4年度樋門樋管設備 出張所別区域図

凡例

玉名出張所管内



山鹿出張所管内

